

平成27年7月23日

平成27年度国立研究開発法人森林総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人森林総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成26年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は290件、契約金額は18.6億円である。また、競争性のある契約は222件（76.6%）、16.6億円（89.2%）、競争性のない契約は68件（23.4%）、2.0億円（10.8%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の件数の増減は無いが、金額は、0.1億円の減となっている。競争性のない随意契約の主なものは、研究所等の土地、職員宿舎等の賃貸借契約等の特定の者からの調達によるものである。

また、競争性のある契約に関わる件数、金額が大きく減少しているが、減少の主な要因は、森林整備センターで実施していた特定中山間保全整備事業の工事・コンサルタント等契約が事業完了により減少したことなどである。

平成26年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

- ① 研究所等の土地、職員宿舎等の賃貸借契約 44件0.8億円(52件1.7億円)
- ② 国等の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業の一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託したもの 16件0.9億円(8件0.1億円)

表1 平成26年度の国立研究開発法人森林総合研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.2 %) 237	(92.2 %) 34.4	(75.5 %) 219	(87.1 %) 16.2	(△ 7.6 %) △ 18	(△ 52.9 %) △ 18.2
企画競争・公募	(1.9 %) 6	(2.1 %) 0.8	(1.0 %) 3	(2.2 %) 0.4	(△ 50.0 %) △ 3	(△ 50.0 %) △ 0.4
競争性のある契約(小計)	(78.1 %) 243	(94.4 %) 35.2	(76.6 %) 222	(89.2 %) 16.6	(△ 8.6 %) △ 21	(△ 52.8 %) △ 18.6
競争性のない随意契約	(21.9 %) 68	(5.6 %) 2.1	(23.4 %) 68	(10.8 %) 2.0	(0.0 %) 0	(△ 4.8 %) △ 0.1
合 計	(100 %) 311	(100 %) 37.3	(100 %) 290	(100 %) 18.6	(△ 6.8 %) △ 21	(△ 50.1 %) △ 18.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は74件(34.1%)、契約金額は7.5億円(45.5%)である。

平成25年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額とも減少傾向にある。

平成26年度の一者応札・応募の主な類型は、以下のとおりである。()内は前年度

① 分析機器等研究用機器等の購入契約	20件 3.8億円(12件0.5億円)
② 施設等保守管理等契約	13件 0.7億円(11件0.5億円)
③ 調査、研究委託業務等契約	8件 0.7億円(4件0.4億円)
④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	7件 0.2億円(6件0.1億円)
⑤ 電気需給契約	6件 0.5億円(5件 0.7億円)
⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約	5件 0.2億円(10件0.6億円)
⑦ 工事等契約	3件 0.4億円(7件4.0億円)

表2 平成26年度の国立研究開発法人森林総合研究所の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	151 (65.1 %)	143 (65.9 %)	△ 8 (△ 5.3 %)
	金額	25.6 (74.6 %)	9.0 (54.5 %)	△ 16.6 (△ 64.8 %)
1者	件数	81 (34.9 %)	74 (34.1 %)	△ 7 (△ 8.6 %)
	金額	8.6 (25.1 %)	7.5 (45.5 %)	△ 1.1 (△ 12.8 %)
合計	件数	232 (100.0 %)	217 (100.0 %)	△ 15 (△ 6.5 %)
	金額	34.3 (100.0 %)	16.5 (100.0 %)	△ 17.8 (△ 51.9 %)

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3)比較増△減の()書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注4)不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表1の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用に係る物品及び役務の調達関係、業務運営に係る物品・役務等の調達関係及び一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達

研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱要領の改正】
- ② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

(2) 業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し

業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで効率的な調達を目指す。

- ① 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】
- ② 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】
- ③ 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】

(3) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、平成25年度と比較して平成26年度は件数・金額とも減少している。平成27年度においては、①から③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。

- ① 入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施【審査件数】
- ② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】
- ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円を超える、物品の購入160万円を超える、役務100万円を超える）については、法人内に設置している契約監視委員会（外部委員2名、監事2名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【契約監視委員会における事前審査の実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成26年12月19日に調査委員会による原因解明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」における再発防止策について、その措置を継続する。

- ① 対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。
【監事意見等】
- ② 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】
- ③ 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知する。【マニュアルの作成】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受

ける。主務大臣の評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（企画・総務・森林保険担当）

副総括責任者 総括審議役（研究・育種）

委員 総括審議役（森林保険）、審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、
企画部長、総務部長、契約適正化推進室長、管財課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事前又は、事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林総合研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達の合理化計画の改定を行うものとする。